

**第112回定時株主総会資料
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

- **事業報告**
業務の適正を確保するための体制に関する事項
会社の支配に関する基本方針
- **連結計算書類**
連結注記表
- **計算書類**
個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

セントラル硝子株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した内容及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。なお、当社は2025年6月27日付で監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、内部統制システムの整備に関する基本方針を改定しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

- I 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役会は、当社の企業理念「ものづくりで築く より良い未来」、パーパス「独創的な素材・技術により、サステナブルな社会の実現に寄与する」、及び行動規範である「私たちの価値観と責務」に基づき、法令、定款及び取締役会規則に定めた重要な業務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役（代表取締役 社長執行役員）へ委任された業務執行について、法令及び定款に照らし、適正性を監督する。
 2. 当社は、独占禁止法遵守推進委員会、グループ品質コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会及びコンプライアンス推進委員会を設置し、これらの委員会を通じたコンプライアンスに関する研修等により、当社グループにコンプライアンスを尊重する意識の浸透、定着を図る。
 3. 当社は、社内、社外（弁護士事務所）に内部通報窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見に努め、是正を図る。
 4. 当社は、内部監査部門として、当社グループの業務全般を監査する監査部を設置する。
 5. 当社は、財務報告に係る内部統制について、適切に整備、運用及び評価する体制を構築するとともに、この体制及び運用が有効且つ適切に機能していることを継続的に評価し、必要な是正・改善を行うことを通じて財務報告の信頼性を確保する。また、当社は、財務報告リスク評価委員会を設置し、財務報告の信頼性に影響する要因を評価・分析し、関連プロセスの改善を促進する。
 6. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対し組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係、その他の一切の関係を持たない社内体制を整備する。
- II 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 当社は、取締役会、経営会議及び委員会等の各種会議体の議事録を規則に基づき作成し、その他重要な意思決定に関する文書の作成は、稟議規程で定め、更に、議事録及び重要文書の整理、保存及び廃棄については、情報の適切な管理を行うため、文書保存管理規程で定める。
 2. 監査等委員を含む取締役は、これらの議事録及び重要文書を閲覧することができる。
- III 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 当社は、業務執行の責任と権限を明確化し、取締役会の監督機能を強化するため、執行役員制度を採用する。
 2. 取締役会は、代表取締役を定め、重要な業務執行の決定の一部を代表取締役 社長執行役員へ委任する。
 3. 取締役会は、業務執行取締役を選定し、業務執行取締役は執行役員を兼務する。
 4. 取締役会は、社長執行役員をはじめとする執行役員を選定し、役位、職務権限を定め、指揮命令系統を明確化することで、組織内の機動的な業務執行が実行される体制を整備する。

5. 取締役会は、原則、月1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催するなど、取締役会付議案件の迅速な意思決定に努める。また、取締役会付議案件については社外取締役の理解を深めるため、事前説明会を行うなど、効率的な意思決定に資する体制を整備する。
6. 当社は、経営会議を原則毎週開催し、経営会議規則に則り、経営会議を構成する執行役員が、業務執行上重要な事項を審議し、社長執行役員が決定する。

Ⅳ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する体制

1. 当社は、事業活動におけるリスクへの対応のため、経営への影響度に応じ、以下のリスク管理を行う。当社及び子会社においてリスク事案が生じた、又は生じ得る場合、当該リスク発生部門の部門長は、管理すべき子会社を含むリスク情報を担当執行役員と速やかに共有し、リスクの影響度等の評価を踏まえ、必要に応じて、担当執行役員が社長執行役員及び監査等委員会へ報告する。社長執行役員は、リスクの重大性に鑑み、必要に応じて、当該事案を担当する執行役員を責任者とする組織横断的な危機対策本部を設置するなど適切に対応し、速やかに復旧、事後処理を実施する。
2. 取締役会は、随時、執行役員等から報告を受け、又は報告を求めることにより、リスクの把握に努め、必要に応じて助言を行う。
3. 取締役会は、専門テーマを扱う各種委員会（環境・安全推進委員会、独占禁止法遵守推進委員会、グループ品質コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会）からの報告を受け、リスク情報を共有し、全社的にリスク管理体制を整備する。

Ⅴ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

（子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

1. 当社は、子会社と相互の関連業務の円滑な遂行のため、関係会社規程を定め、同規程に従い、子会社の指導、監督を行い、その業務状況について子会社から報告を受ける。
2. 当社は、子会社に対し、同規程に基づき社内体制を整備させ、子会社が、重要な経営事項の決定をするにあたっては、当社の承認を得ることとする。
3. 当社は、子会社に対し、当社と同様のコンプライアンス遵守の徹底等、ガバナンス体制の構築を求め、原則として内部監査の対象とする。

Ⅵ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性及びその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

1. 当社は、監査等委員会室を設置し、監査等委員及び監査等委員会を補助するために必要な使用人（以下「監査等委員会補助使用人」という。）を適切に配置する。また、内部監査、経理、総務及び法務部門においても監査等委員会を補助する体制を整備する。
2. 監査等委員会は、監査等委員会補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、監査等委員会補助使用人の人事異動、人事考課等について同意権を有するものとする。
3. 当社は、内部監査部門を社長執行役員の直属とするが、監査等委員会は、内部監査部門と連携し、適正な監査業務を行うため、必要に応じて内部監査部門に対して直接指示を行い、内部監査部門はこの指示を社長執行役員による指示よりも優先するものとする。また、監査等委員会が必要と判断した場合には、内

部監査部門の指揮命令権が社長執行役員から監査等委員会へ移行するものとする。

Ⅶ 取締役及び使用人又は子会社の取締役、監査役、使用人等が監査等委員会に報告するための体制

1. 取締役及び執行役員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに常勤監査等委員又は監査等委員会へ報告しなければならない。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員その他の使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員から調査、報告又は説明を求められた場合は、速やかに調査し、報告しなければならない。
3. 当社は、内部通報規程の定めにより、内部通報窓口（コンプライアンス推進委員会、社外弁護士事務所）を設置し、法令違反行為等に関する通報を受ける体制を整備し、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事案については、コンプライアンス推進委員会の事務局である法務部門が、常勤監査等委員又は監査等委員会へ報告する。
4. 監査等委員会は、取締役及び執行役員のコンプライアンス違反事案では、必要に応じて、法務部門の協力を要請できるものとし、この場合、社長執行役員は、法務部門の中立性を確保し、監査等委員会の社内調査に協力させる。当社は、社内調査する、又は当該調査に協力することを理由にした社員への不利益な取り扱いを禁止する。また、当該社内調査において、監査等委員会が必要と判断した場合は、外部機関（弁護士等）を利用して対応し、当社は監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。
5. 当社は、監査等委員及び監査等委員会にコンプライアンス違反事案を報告したことを理由に報告者が不利益な取り扱いを受けることを禁止し、これを当社及び当社子会社内に周知徹底する。

Ⅷ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 常勤監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、重要な会議又は各委員会に出席するとともに、必要に応じて、議事録を含む重要な会議資料及び決裁書類等の重要文書を閲覧し、取締役又は執行役員その他の使用人に説明を求めることができる。
2. 監査等委員会は、代表取締役と定期的に経営方針の確認及び重要課題等について、意見交換を行う。
3. 監査等委員会は、内部監査部門と定期的に情報共有、意見交換を行う。
4. 当社は、監査等委員がその職務の執行において前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないものと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

I. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「企業理念」を掲げ、この「企業理念」の下、当社の利害関係者に対して、誠実な企業活動を行うための行動規範である「私たちの価値観と責務」を2024年8月に策定し、当社及び当社の子会社を含めて全社的に周知を図り、その実践を推進しております。

当社は、2025年6月27日開催の株主総会決議をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役会は、職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監視、監督機能を強化するとともに、業務執行の決定の一定範囲を取締役（代表取締役 社長執行役員）に委任する体制とし、経営の機動的且つ効率的な意思決定を図っております。また、当該定時株主総会後は、取締役会の構成員である取締役10名（監査等委員を含む。）の過半数である6名を独立社外取締役とし、より経営の透明性及び公正性を確保するコーポレート・ガバナンス体制の確立に努めております。

- ・当事業年度において、取締役会は、17回開催し、取締役会規則に基づき、法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議するとともに、社長執行役員をはじめとする執行役員の業務執行状況を監督しております。経営会議は、11名の執行役員で構成しており、45回開催し、業務執行上重要な事項を審議し、社長執行役員が決定するとともに、取締役会への付議事項について事前に審議しております。

- ・内部監査部門である監査部は、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行い、監査状況については、代表取締役社長に報告を行うとともに、監査等委員会にも報告し、意見交換する体制としております。

- ・当社の事業管理部署は、各子会社の業務について指導、監督を行い、その状況を適宜総括責任者である担当執行役員に報告、協議を行っております。また、子会社は重要な経営事項の意思決定にあたっては当社に承認を得るとともに、決算、業務運営状況を当社重要会議に報告しております。一方、当社は子会社に対し、当社グループの経営課題について情報共有を行うとともに、当社と同様のガバナンス体制の構築を求め、原則として内部監査の対象としております。

II. コンプライアンスを確保するための体制

- ・当事業年度において、コンプライアンス推進委員会を1回開催し、各部門によるコンプライアンス教育の実施状況について報告を受けるとともに、周知教育の継続実施を通じて、コンプライアンス遵守の重要性を確認しております。

- ・独占禁止法遵守推進委員会、グループ品質コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会及びコンプライアンス推進委員会を、各委員会とも年1回以上開催し、それぞれの専門領域におけるコンプライアンスに関する教育・研修を実施しております。

- ・社員に対し、社長メッセージ、人事部通達等を通じて、内部通報制度の周知を行っております。

III. リスク管理に関する体制

- ・各種委員会を適宜開催し、それぞれの専門テーマに関するリスクについて、審議、調査、指導及び啓発活動を行い、その活動状況を取締役会に報告しております。

- ・リスク事象やインシデントが発生した場合、各事業部門長が担当執行役員と連携して機動的に対応するとともに、特に重大なインシデントについては、社長執行役員が危機対策本部を設置し、全社横断的な対応を行っております。

- ・営業秘密・重要文書等の情報資産に係るリスクを低減するため、「営業秘密管理規程」「文書保存管理

規程」「情報セキュリティ規則」等を整備しております。

IV. 監査等委員会の職務の執行に関する体制

2025年6月27日開催の株主総会以前においては、監査役会は監査役5名（うち社外監査役3名）で構成されておりました。これに対し、当該株主総会以降においては、監査等委員会は監査等委員4名（うち社外監査等委員3名）で構成されております。当事業年度において、これらの機関は合計18回開催され、監査に関する重要な事項について協議・決議を行っております。

- ・監査等委員は、重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行状況を監査するとともに、各事業場及び子会社等の業務運営状況に関する監査を行っております。

- ・常勤監査等委員は、重要な子会社の監査役として監査を行うとともに、監査部等から監査報告を受け、子会社を含む業務執行状況の把握及び監査を行っております。

- ・監査等委員会設置会社への移行後は、監査等委員会の開催に際し、監査部が参加し、監査に関する情報共有及び意見交換を行っております。

- ・当社は、監査等委員会室を設置し、監査等委員及び監査等委員会の職務を補助するために必要な使用人を配置しております。また、監査等委員会は、当該使用人の人事異動及び人事考課について同意権を有しており、監査の独立性が確保される体制としております。

- ・当社は、監査部、経理部、法務部及び経営管理室等が監査等委員会の職務を補助する体制を確保しております。

- ・取締役会、経営会議等の各種会議体については、各規則に基づき議事録を作成しており、監査等委員会は、これらの議事録を通じて意思決定の経過を把握しております。

- ・代表取締役と監査等委員は、定期的に会合を開き、経営上及び監査上の重要な課題等について意見交換を行っております。

- ・監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、相互の連携を図っております。

会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えております。従って、当社の支配権の移転を伴うような当社株式の買付けの提案に応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様ご自身の自由な意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、(1)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）に対する明白な侵害をもたらすもの、(2)株主の皆様に株式の売却を事実上強要するもの、(3)当社取締役会が、大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を提示するために合理的に必要となる期間を与えないもの、(4)株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要となる情報や時間を十分に提供することなく行われるもの、(5)買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当なものも想定されます。当社といたしましては、株主共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う大規模買付者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様に還元していくことで株主共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じて当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、大規模買付行為により、このような株主共同の利益が毀損される場合には、かかる大規模買付行為を行う大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、株主共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることをその基本方針としております。

2. 基本方針策定の背景

昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては取引関係や経営資源、適切な企業集団の形成等に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となっていました。

当社は、このような動きに鑑み、大規模買付者が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えております。

以上の事情を背景として、当社は上記1. のとおり基本方針を策定いたしました。

II 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様にご中長期的に継続して当社に投資して頂くため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記1. の中期計画等による企業価値向上への取組み、及び、下記2. のコー

ポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取り組みを実施しております。これらの取り組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映していくことにより、上記のような株主共同の利益を毀損する大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取り組みは、上記Ⅰの基本方針の実現に資するものであると考えております。

1. 中期経営計画等による企業価値向上への取り組み

(1) 当社グループの経営の基本方針

当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、“ものづくりで築くより良い未来”「セントラル硝子グループは、ものづくりを通じて、真に豊かな社会の実現に貢献します。」を基本理念としており、また、「独創的な素材・技術によりサステナブルな社会の実現に寄与する」をパーパスとして定義しております。

当社グループが創業当時から企業活動の中心に据えております「ものづくり」は、誠実を基本姿勢とした、研究開発、製造、販売等の企業活動全般を意味しており、今後の更なる飛躍に向けても、すべての基礎になるものと考えております。

各事業活動においては、伸ばすべき事業に経営資源を投入し、その事業基盤の強化を図るとともに、当社の強みである「技術優位性、独創性、サステナビリティ」を持つスペシャリティ製品の拡充を図ります。また、環境対応・省エネルギー化の推進や、グローバルな事業展開による収益力の向上に注力し、安定した財務体質のもと企業価値を増大させることを常に目指し続けてまいります。

これらの方針のもと、経営全般にわたり効率性を高め企業体質の変革をはかるとともに、研究開発力の強化と成長事業への経営資源の重点的な投入を行い、グループ企業力の強化に努めてまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2024年5月に長期ビジョン「VISION 2030」を公表し、2030年のありたい姿や、その実現のための事業戦略等を示し、2025年5月14日には、「VISION 2030」の実現に向け、新たな中期経営計画を策定し発表いたしました。同計画の概要は次のとおりであります。

〈長期ビジョン「VISION 2030」の実現に向けた取り組み〉

2025年から2030年までの6年間で2つのフェーズに分け、それぞれのフェーズごとの経営課題に取り組んでまいります。

【Phase 1】 2025～2027年度：成長への基盤強化

【Phase 2】 2028～2030年度：本格的な成長軌道へ

〈基本方針〉

①事業戦略

- ・スペシャリティ製品の拡大
- ・エッセンシャル製品の強化

②成長戦略（事業ポートフォリオ最適化）

イ．投資戦略

- ・「成長性×ROIC」分析によるメリハリをつけた経営資源の最適配分
- ・近視眼的にならない中長期的な目線での成長投資

ロ．ROICマネジメント

- ・事業ロードマップに基づく あるべき姿の追求
- ・事業ROICのモニタリングにより資本効率を改善

ハ．ESG経営による事業基盤強化

- ・人的資本経営の推進
- ・環境課題の対応
- ・デジタル活用の推進

〈財務目標〉

	2027年度 (Phase1 最終年度)	2030年度 (Phase2 最終年度)
営業利益	130億円	200億円
ROE	8.7%	10%以上
ROIC	6.1%	7.0%
年間配当額 (1株当たり)	170円 (下限配当)	改めて検討

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応して、機動的且つ効率的な意思決定ができる組織体制の確立に努めていくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

(2) 会社の機関及び内部統制体制の整備の状況等

当社は、2004年に執行役員制度を導入し、取締役会の重要な経営事項の意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離することで、経営の効率化を図り、2019年には、独立社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの透明性、公正性及び客観性を高めております。

また、2025年6月開催の定時株主総会の決議をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会は、職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監視、監督機能を強化するとともに、業務執行の決定の一定範囲を取締役（代表取締役 社長執行役員）に委任する体制とし、経営の機動的且つ効率的な意思決定を図っております。当該定時株主総会後は、取締役会の構成員である取締役（監査等委員を含む。）の過半数を独立社外取締役とし、より経営の透明性及び公正性を確保するコーポレート・ガバナンス体制の確立に努めております。

そして、会社法に定める内部統制システムに関する基本方針を2025年6月27日開催の取締役会において、前述の「業務の適正を確保するための体制に関する事項」のとおり決議しております。当社は、当該基本方針に則り、当社グループにおける内部統制システム体制の整備、運用に努めております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に基づき当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大規模な買付行為を行おうとする者に対しては、大規模な買付行為の是非は株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

Ⅳ 上記Ⅱ及びⅢの各取組みについての当社取締役会の判断

上記Ⅱ及びⅢの各取組みは、いずれも上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものと考えております。従いまして、当社は、これらの取組みにつきまして、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称 セントラル硝子プロダクツ株式会社 他19社

(2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

非連結子会社の数 4社

主要な非連結子会社の名称 双和運輸倉庫株式会社 他3社

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社の会社間取引等消去後の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

関連会社の数 4社

主要な関連会社の名称 ジャパンベトナムファーターライザーカンパニー 他3社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

非連結子会社の数 4社

主要な非連結子会社の名称 双和運輸倉庫株式会社 他3社

関連会社の数 8社

主要な関連会社の名称 浙江博瑞中硝科技有限公司 他7社

持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度において、セントラルガラスヨーロッパLtd.の清算終了、アポロサイエンティフィックLtd.の全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、シンクエストラボラトリーズ,Inc.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(連結子会社の事業年度等に関する事項の変更)

当連結会計年度より、セントラルガラスチェコス.r.o.、セントラルガラスインターナショナル,Inc.、基佳電子材料股份有限公司、基佳電子材料シンガポールPte.Ltd.、浙江中硝康鵬化学有限公司、上海中硝商貿有限公司、ジェイセル株式会社、韓国セントラル硝子株式会社は、3月31日に仮決算を行う方法に変更しております。なお、当該連結子会社の2025年1月1日から2025年3月31日までの損益については、利益剰余金として調整しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産……………主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～17年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。ただし、一部連結子会社は支給実績に基づく支給見込額を計上する方法によっております。
 - ③ 事業構造改善引当金……………事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。
 - ④ 特別修繕引当金……………ガラス溶解炉等の定期的修繕費用の支出に備えるため、次回修繕の見積額と次回修繕までの稼動期間を勘案して計上しております。
 - ⑤ 役員株式交付引当金……………役員向け株式交付規程に基づき、役員への株式の交付に備えるため、当連結会計年度に係る要交付額を見積り計上しております。
 - ⑥ 従業員株式交付引当金……………従業員向け株式交付規程に基づき、従業員への株式の交付に備えるため、当連結会計年度に係る要交付額を見積り計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ハ. 小規模企業などにおける簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ② 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換で、権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。
- ステップ1：顧客との契約を識別する
 - ステップ2：契約における履行義務を識別する
 - ステップ3：取引価格を算定する
 - ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
 - ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する
- 当社グループは、化学製品及びガラス製品の製造、販売を行っております。これらの事業における製品販売については、製品の引渡、出荷、検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡、出荷、検収時点で収益を認識しております。また収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び奨励金などを控

除した金額で測定しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお在外子会社等の資産・負債は、決算日の直物為替相場、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

④ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

II 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損処理

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 159百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、固定資産の減損処理にあたり、原則として、事業用資産については事業部門を基礎とした事業の関連性により、また遊休資産等については個別物件単位でグルーピングを行っております。また、連結子会社は原則として、会社単位を基礎としてグルーピングを行っております。各資産グループについては減損の兆候の有無を判断し、減損の兆候が存在する場合には、減損の認識及び測定を実施しております。減損の認識及び測定にあたっては、資産グループの帳簿価額と回収可能価額を比較し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。各資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額で算定しております。使用価値の算定に当たっては、毎年、最新の予算及び事業の成長性や一定の不確実性を考慮した事業計画を基に将来キャッシュ・フローを見積り、適正な割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

当連結会計年度では、事業用資産である電解液製造設備の一部についてエネルギー材料事業の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、減損の兆候が認められましたが、回収可能性を考慮した結果、減損損失を認識しておりません。

固定資産の回収可能価額については、経営者の判断に基づく将来キャッシュ・フロー、割引率、事業の成長率等の前提条件に基づき算出しているため、事業計画や市場環境の変化等によりその前提条件に変更が生じた場合には、翌連結会計年度以降に減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産 3,294百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
当社及び一部の連結子会社はグループ通算制度を適用しており、連結貸借対照表における繰延税金資産の主要な残高は当社を通算会社とした連結通算グループに係るものであり、その多くが当社の将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産であります。
当社は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）における分類3に該当し、今後5年間における一時差異等加減算前課税所得の見積額等に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の計上額を算定しております。
繰延税金資産の回収可能性は、当社の最新の予算及び事業の成長性や一定の不確実性を考慮した事業計画に基づいた将来課税所得の見積りに依存するため、事業計画や市場環境の変化等により前提とした仮定や条件に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

IV 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	連結損益計算書上 の計上科目
神奈川県 川崎市 他	遊休資産	機械装置及び運搬具 他	159	減損損失

当社グループは、原則として事業用資産については事業部門を基礎とした事業の関連性により、遊休資産等については個別物件単位でグルーピングを行っております。また、連結子会社は原則として会社単位を基礎としてグルーピングを行っております。
将来の使用が見込まれていない遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は以下のとおりです。

建物及び構築物	50百万円
機械装置及び運搬具	72
その他	37
計	159

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式 普通株式	26,000,000	—	—	26,000,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2025年5月23日 取締役会（注1）	普通株式	2,146	85.00	2025年3月31日	2025年6月10日
2025年11月12日 取締役会（注2）	普通株式	2,146	85.00	2025年9月30日	2025年12月1日

（注1）配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式に対する配当金39百万円が含まれておりますが、関係会社に対する配当金2百万円を含めておりません。

（注2）配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式に対する配当金39百万円が含まれておりますが、関係会社に対する配当金2百万円を含めておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2026年5月25日 取締役会（注）	普通株式	2,146	利益剰余金	85.00	2026年3月31日	2026年6月10日

（注）配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式に対する配当金39百万円が含まれておりますが、関係会社に対する配当金2百万円を含めておりません。

Ⅵ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債による方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの販売管理規程に従い、リスク低減を図っております。投資有価証券は、主として株式であり、個別銘柄ごとに検証し、当社の中長期的な企業価値の向上に資さない銘柄は売却を検討し、縮減を進めています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額6,292百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。現金は注記を省略しております。また、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金、1年内償還予定の社債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	12,473	12,473	—
(2) 社債	(10,000)	(9,789)	211
(3) 長期借入金	(7,998)	(7,737)	260
(4) デリバティブ取引	0	0	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	12,473	—	—	12,473
デリバティブ取引	—	0	—	0
資産計	12,473	0	—	12,473

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債	—	9,789	—	9,789
長期借入金	—	7,737	—	7,737
負債計	—	17,526	—	17,526

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によって評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

Ⅶ 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

VIII 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

		主要な事業	外部顧客への売上高
報告セグメント	電子材料事業	電子材料	26,202
	エネルギー材料事業	エネルギー材料	12,070
	ライフ&ヘルスケア事業	医療化学品	11,010
		素材化学品	18,322
		肥料	11,691
		計	41,024
	ガラス事業	建築用ガラス	23,261
		自動車用ガラス	27,403
		ガラス繊維	8,973
		その他	1
		計	59,640
その他		5,541	
合計		144,479	

(注) 報告セグメントの変更に関する事項

従来、報告セグメントについては「化成事業」及び「ガラス事業」の2事業としておりましたが、情報開示の充実を図るべく、当連結会計年度より「電子材料事業」「エネルギー材料事業」「ライフ&ヘルスケア事業」及び「ガラス事業」の4事業に変更しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「5. (4)② 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

IX 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,986円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 337円27銭 |

(注) 当社は、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は460,900株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において、464,858株であります。

X 重要な後発事象

該当事項はありません。

XI その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ ……時価法

(3) 棚卸資産 ……主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 ……定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 2～50年

機械及び装置 4～17年

(2) 無形固定資産 ……定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 事業構造改善引当金……………事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (5) 役員株式交付引当金……………役員向け株式交付規程に基づき、役員への株式の交付に備えるため、当事業年度に係る要交付額を見積り計上しております。
- (6) 従業員株式交付引当金……………従業員向け株式交付規程に基づき、従業員への株式の交付に備えるため、当事業年度に係る要交付額を見積り計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益及び費用の計上基準

当社は以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換で、権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、化学製品の製造、販売を行っております。事業における製品販売については、製品の引渡、出荷、検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡、出荷、検収時点で収益を認識しております。また収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び奨励金などを控除した金額で測定しております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損処理

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 159百万円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,334百万円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	12,614百万円
--------	-----------

長期金銭債権	448百万円
--------	--------

短期金銭債務	13,263百万円
--------	-----------

Ⅴ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	11,191百万円
-----	-----------

仕入高	8,369百万円
-----	----------

営業取引以外の取引高	7,668百万円
------------	----------

Ⅵ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,175,506株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式460,900株が含まれております。

Ⅶ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	4,409百万円
退職給付引当金	361百万円
関係会社株式評価損	972百万円
減損損失	781百万円
子会社投資に係る一時差異	1,733百万円
その他	855百万円
繰延税金資産小計	9,113百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△653百万円
将来減算一時差異等の合計額に係る評価性引当額	△1,452百万円
繰延税金資産合計	7,006百万円
繰延税金負債との相殺	△3,671百万円
繰延税金資産の純額	3,334百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	3,442百万円
その他	229百万円
繰延税金負債合計	3,671百万円
繰延税金資産との相殺	△3,671百万円
繰延税金負債の純額	—

VIII 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「VIII 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

IX 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)東商セントラル	直接100%	製品の販売	製品の販売 (注1)	9,683	売掛金	3,805
	セントラル硝子プロダクツ(株)	直接100%	資金の貸借	資金の貸借 (注2)	—	短期借入金	4,244
	セントラル化成(株)	直接100%	資金の貸借	資金の貸借 (注2)	—	短期貸付金	3,739
				原料仕入の立替等 (注3)	—	未収入金	2,365
	セントラル硝子販売(株)	間接100%	資金の貸借	資金の貸借 (注2)	—	短期借入金	1,709
	セントラル・サンゴバン(株)	間接65%	資金の貸借	資金の貸借 (注2)	—	短期借入金	1,950

(注1) 製品の販売は、一般的な取引条件を勘案し、交渉の上決定しております。取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 資金の貸借について、100%子会社はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引をしており、その他の子会社はグループ会社間の資金貸付・借入をしております。

金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われるため、取引金額の記載は省略しております。

(注3) 原料仕入の立替等は、同社の製造用原料の購入を立て替えたものです。

X 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,771円38銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 401円94銭 |

(注) 当社は、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は460,900株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において、464,858株であります。

XI 重要な後発事象

該当事項はありません。

XII その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。